

市第 119 号議案

横浜市三殿台考古館条例等の一部改正

横浜市三殿台考古館条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年11月28日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市三殿台考古館条例等の一部を改正する条例

（横浜市三殿台考古館条例の一部改正）

第 1 条 横浜市三殿台考古館条例（昭和41年12月横浜市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 5 項中「第10条第 1 項に規定する横浜市三殿台考古館指定管理者選定評価委員会」を「横浜市歴史博物館条例（平成 6 年 3 月横浜市条例第 8 号）第15条第 1 項に規定する横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会」に改める。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

第 2 条 横浜市三殿台考古館条例の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し中「指定等」の次に「及び管理の業務の評価」を加え、同条第 1 項中「関する業務」の次に「並びに横浜市歴史博物館条例（平成 6 年 3 月横浜市条例第 8 号）第 5 条第 1 項各号、横浜都市発展記念館条例（平成14年 9 月横浜市条例第42号）第 4 条第 1 項各号、横浜ユーラシア文化館条例（平成14年 9 月横浜市条例第43号）第 4 条第 1 項各号及び横浜開港資料館条例（昭和 56 年 3 月横浜市条例第16号）第 4 条第 1 項各号に掲げる業務」を、「より、」の次に「一の」を加え、同条第 2 項を次のように改

める。

2 前項に定めるもののほか、考古館の指定管理者の指定等及び指定管理者による管理に関する業務に係る評価に関する事項は、横浜市歴史博物館条例に定めるところによる。

第 4 条第 3 項から第 5 項までを削る。

第 5 条及び第 6 条を削り、第 7 条を第 5 条とし、第 8 条から第 10 条までを 2 条ずつ繰り上げる。

(横浜市歴史博物館条例の一部改正)

第 3 条 横浜市歴史博物館条例 (平成 6 年 3 月横浜市条例第 8 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とする。

第 6 条第 1 項第 2 号中「第 10 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に改め、同条第 5 項中「第 16 条第 1 項に規定する横浜市歴史博物館指定管理者選定評価委員会」を「第 15 条第 1 項に規定する横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会」に改め、同条を第 5 条とする。

第 7 条を第 6 条とする。

第 8 条中「第 6 条第 1 項各号」を「第 5 条第 1 項各号」に改め、同条を第 7 条とする。

第 9 条を第 8 条とし、第 10 条を第 9 条とする。

第 11 条第 2 項中「第 9 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改め、同条を第 10 条とする。

第 12 条を第 11 条とし、第 13 条を第 12 条とする。

第 14 条中「第 9 条第 1 項及び第 10 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項及び第 9 条第 1 項」に改め、同条第 1 号中「第 9 条第 3 項各号又

は第10条第3項各号」を「第8条第3項各号又は第9条第3項各号」に改め、同条を第13条とする。

第15条を第14条とする。

第16条の見出しを「（横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会）」に改め、同条第1項を次のように改め、同条を第15条とする。

次に掲げる指定管理者の候補者の選定、当該指定管理者による博物館、横浜市三殿台考古館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館及び横浜開港資料館（以下「博物館等」という。）の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会を置く。

- (1) 博物館等を個別に管理する指定管理者
- (2) 博物館等を一括して管理する指定管理者

第17条を第16条とする。

別表第1及び別表第2中「（第11条第4項）」を「（第10条第4項）」に改める。

第4条 横浜市歴史博物館条例の一部を次のように改正する。

第1条中「資料（）」の次に「第5条第2項を除き、」を加える。

第5条第1項中「関する業務」の次に「並びに横浜市三殿台考古館条例（昭和41年12月横浜市条例第54号）第4条第1項各号、横浜都市発展記念館条例（平成14年9月横浜市条例第42号）第4条第1項各号、横浜ユーラシア文化館条例（平成14年9月横浜市条例第43号）第4条第1項各号及び横浜開港資料館条例（昭和56年3月横浜市条例第16号）第4条第1項各号に掲げる業務（以下

これらの業務を「管理業務」という。)」を、「より、」の次に「一の」を加え、同条第 2 項中「もって」の次に「横浜の歴史等に関する」を、「文化の」の次に「振興を図り、並びに市民のふるさと意識の醸成及び国際文化都市横浜の」を加え、「歴史」を「歴史等」に改め、同条第 4 項中「博物館」の次に「、横浜市三殿台考古館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館及び横浜開港資料館」を加える。

第 7 条の見出し中「管理の業務」を「管理業務」に改め、同条中「第 5 条第 1 項各号に掲げる博物館の管理に関する業務について、」を「管理業務について」に改める。

第 15 条第 1 項を次のように改める。

指定管理者の候補者の選定、指定管理者による管理業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会を置く。

(横浜都市発展記念館条例の一部改正)

第 5 条 横浜都市発展記念館条例（平成 14 年 9 月横浜市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 5 項中「第 13 条第 1 項に規定する横浜都市発展記念館指定管理者選定評価委員会」を「横浜市歴史博物館条例（平成 6 年 3 月横浜市条例第 8 号）第 15 条第 1 項に規定する横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会」に改める。

第 10 条第 4 項中「第 2 項の」を削る。

第 13 条を削り、第 14 条を第 13 条とする。

第 6 条 横浜都市発展記念館条例の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し中「指定等」の次に「及び管理の業務の評価」

を加え、同条第 1 項中「関する業務」の次に「並びに横浜市三殿台考古館条例（昭和41年12月横浜市条例第54号）第 4 条第 1 項各号、横浜市歴史博物館条例（平成 6 年 3 月横浜市条例第 8 号）第 5 条第 1 項各号、横浜ユーラシア文化館条例（平成14年 9 月横浜市条例第43号）第 4 条第 1 項各号及び横浜開港資料館条例（昭和56年 3 月横浜市条例第16号）第 4 条第 1 項各号に掲げる業務」を、「より、」の次に「一の」を加え、同項第 2 号中「第 7 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、記念館の指定管理者の指定等及び指定管理者による管理に関する業務に係る評価に関する事項は、横浜市歴史博物館条例に定めるところによる。

第 4 条第 3 項から第 5 項までを削る。

第 5 条及び第 6 条を削り、第 7 条を第 5 条とし、第 8 条を第 6 条とし、第 9 条を第 7 条とする。

第10条第 2 項中「第 7 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に改め、同条を第 8 条とする。

第11条を第 9 条とし、第12条を第10条とし、第13条を第11条とする。

別表中「（第10条第 3 項）」を「（第 8 条第 3 項）」に改める。

。

（横浜ユーラシア文化館条例の一部改正）

第 7 条 横浜ユーラシア文化館条例（平成14年 9 月横浜市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 5 項中「第13条第 1 項に規定する横浜ユーラシア文化

館指定管理者選定評価委員会」を「横浜市歴史博物館条例（平成6年3月横浜市条例第8号）第15条第1項に規定する横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会」に改める。

第10条第4項中「第2項の」を削る。

第13条を削り、第14条を第13条とする。

第8条 横浜ユーラシア文化館条例の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「指定等」の次に「及び管理の業務の評価」を加え、同条第1項中「関する業務」の次に「並びに横浜市三殿台考古館条例（昭和41年12月横浜市条例第54号）第4条第1項各号、横浜市歴史博物館条例（平成6年3月横浜市条例第8号）第5条第1項各号、横浜都市発展記念館条例（平成14年9月横浜市条例第42号）第4条第1項各号及び横浜開港資料館条例（昭和56年3月横浜市条例第16号）第4条第1項各号に掲げる業務」を、「より、」の次に「一の」を加え、同項第2号中「第7条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、文化館の指定管理者の指定等及び指定管理者による管理に関する業務に係る評価に関する事項は、横浜市歴史博物館条例に定めるところによる。

第4条第3項から第5項までを削る。

第5条及び第6条を削り、第7条を第5条とし、第8条を第6条とし、第9条を第7条とする。

第10条第2項中「第7条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第11条を第9条とし、第12条を第10条とし、第13条を第11条とする。

別表中「（第10条第3項）」を「（第8条第3項）」に改める。  
。

（横浜開港資料館条例の一部改正）

第9条 横浜開港資料館条例（昭和56年3月横浜市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「第13条第1項に規定する横浜開港資料館指定管理者選定評価委員会」を「横浜市歴史博物館条例（平成6年3月横浜市条例第8号）第15条第1項に規定する横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会」に改める。

第13条を削り、第14条を第13条とする。

第10条 横浜開港資料館条例の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「指定等」の次に「及び管理の業務の評価」を加え、同条第1項中「関する業務」の次に「並びに横浜市三殿台考古館条例（昭和41年12月横浜市条例第54号）第4条第1項各号、横浜市歴史博物館条例（平成6年3月横浜市条例第8号）第5条第1項各号、横浜都市発展記念館条例（平成14年9月横浜市条例第42号）第4条第1項各号及び横浜ユーラシア文化館条例（平成14年9月横浜市条例第43号）第4条第1項各号に掲げる業務」を、「より、」の次に「一の」を加え、同項第2号中「第7条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、資料館の指定管理者の指定等及び指定管理者による管理に関する業務に係る評価に関する事項は、横浜市歴史博物館条例に定めるところによる。

第4条第3項から第5項までを削る。

第 5 条及び第 6 条を削り、第 7 条を第 5 条とし、第 8 条を第 6 条とする。

第 9 条第 2 項中「第 7 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に改め、同条を第 7 条とする。

第 10 条を第 8 条とし、第 11 条から第 13 条までを 2 条ずつ繰り上げる。

別表中「(第 9 条第 3 項)」を「(第 7 条第 3 項)」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条、第 3 条、第 5 条、第 7 条及び第 9 条の規定並びに次項及び附則第 3 項の規定は、教育委員会規則で定める日から施行する。

### (準備行為)

- 2 第 4 条の規定による改正後の横浜市歴史博物館条例の規定に基づく横浜市歴史博物館、横浜市三殿台考古館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館及び横浜開港資料館に係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

### (経過措置)

- 3 附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の横浜市三殿台考古館条例第 4 条第 1 項、第 3 条の規定による改正前の横浜市歴史博物館条例第 6 条第 1 項、第 5 条の規定による改正前の横浜都市発展記念館条例第 4 条第 1 項、第 7 条の規定による改正前の横浜ユーラシア文化館条例第 4 条第

1 項及び第 9 条の規定による改正前の横浜開港資料館条例第 4 条第 1 項の規定に基づき横浜市三殿台考古館、横浜市歴史博物館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館及び横浜開港資料館の管理に関する業務を行っている指定管理者については、第 1 条の規定による改正後の横浜市三殿台考古館条例第 6 条、第 3 条の規定による改正後の横浜市歴史博物館条例第 7 条、第 5 条の規定による改正後の横浜都市発展記念館条例第 6 条、第 7 条の規定による改正後の横浜ユーラシア文化館条例第 6 条及び第 9 条の規定による改正後の横浜開港資料館条例第 6 条の規定は、その指定の期間は、適用しない。

#### 提 案 理 由

横浜市三殿台考古館等について一の指定管理者に管理を行わせるとともに、横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会を設置する等のため、横浜市三殿台考古館条例等の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市三殿台考古館条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

第 1 条 関係

（指定管理者の指定等）

第 4 条 （第 1 項から第 4 項まで省略）

- 5 委員会は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、横浜市歴史博物館条例（平成 6 年 3 月横浜市条例第 8 号）第 10 条第 1 項に規定する横浜市三殿台考古館指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

（横浜市三殿台考古館指定管理者選定評価委員会）

第 10 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による考古館の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市三殿台考古館指定管理者選定評価委員会を置く。

- 2 選定評価委員会は、委員会が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

- 3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

（委任）

第 10 条 （本文省略）  
第 11 条

第 2 条 関係

（指定管理者の指定等及び管理の業務の評価）

- 第 4 条 次に掲げる考古館の管理に関する業務並びに横浜市歴史博物館条例（平成 6 年 3 月横浜市条例第 8 号）第 5 条第 1 項各

号、横浜都市発展記念館条例（平成 14 年 9 月横浜市条例第 42 号）第 4 条第 1 項各号、横浜ユーラシア文化館条例（平成 14 年 9 月横浜市条例第 43 号）第 4 条第 1 項各号及び横浜開港資料館条例（昭和 56 年 3 月横浜市条例第 16 号）第 4 条第 1 項各号に掲げる業務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、一の指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（第 1 号から第 4 号まで省略）

- 2 前項に定めるもののほか、考古館の指定管理者の指定等及び指定管理者は、横浜市の文化財保護に関する施策の方針を理指定管理者による管理に関する業務に係る評価に関する事項は解し、高度な専門性をもって国指定の史跡の保存及び資料の調、横浜市歴史博物館条例に定めるところによる。査研究等を行い、郷土文化の向上並びに教育及び学術の発展に寄与するため、市民の歴史に関する理解を深めるための事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民による歴史に関する理解を深めるための活動に対する支援を行うものでなければなら  
い。
- 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その  
他教育委員会規則で定める書類を委員会に提出しなければなら  
ない。
- 4 委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ  
、実績等を考慮して、考古館の設置の目的を最も効果的に達成  
することができる」と認めたものを指定管理者として指定する。
- 5 委員会は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、  
特別の事情があると認める場合を除き、横浜市歴史博物館条例  
（平成 6 年 3 月横浜市条例第 8 号）第 15 条第 1 項に規定する横  
浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価

委員会」という。) の意見を聴かなければならない。

( 指定管理者の指定等の公告 )

第 5 条 委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

( 管理の業務の評価 )

第 6 条 指定管理者は、委員会が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 4 条第 1 項各号に掲げる考古館の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

( 入館の制限等 )

第 5 条 ( 本文省略 )  
第 7 条

( 休館日等 )

第 6 条 ( 本文省略 )  
第 8 条

( 寄贈または寄託 )

第 7 条 ( 本文省略 )  
第 9 条

( 委任 )

第 8 条 ( 本文省略 )  
第 10 条

### 横浜市歴史博物館条例 ( 抜粋 )

( 上段 改正案 )  
( 下段 現 行 )

#### 第 3 条 関係

( 職員 )

第 4 条 博物館に、所要の職員を置く。

( 開館時間等 )

第 4 条 (本文省略)  
第 5 条

(指定管理者の指定等)

第 5 条 次に掲げる博物館の管理に関する業務は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定  
第 6 条 管理者 (同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。) に行  
わせるものとする。

(第 1 号省略)

(2) 特別利用 (第 9 条第 1 項に規定する特別利用をいう。) の  
第 10 条第 1 項  
許可等に関すること。

(第 3 号から第 5 号まで及び第 2 項から第 4 項まで省略)

5 教育委員会は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 15 条第 1 項に規  
第 16 条第 1 項に規  
定する横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会 (以下「  
定する横浜市歴史博物館指定管理者選定評価委員会  
選定評価委員会」という。) の意見を聴かなければならない。

(指定管理者の指定等の公告)

第 6 条 (本文省略)  
第 7 条

(管理の業務の評価)

第 7 条 指定管理者は、教育委員会が特別の事情があると認める  
第 8 条 場合を除き、その指定の期間において、第 5 条第 1 項各号に掲  
第 6 条第 1 項各号  
げる博物館の管理に関する業務について、選定評価委員会の評  
価を受けなければならない。

(利用の許可)

第 8 条 (本文省略)  
第 9 条

(資料の特別利用の許可)

第 9 条 (本文省略)  
第 10 条

(利用料金)

第 10 条 (第 1 項省略)  
第 11 条

2 講堂又は研修室の利用について、第 8 条第 1 項  
第 9 条第 1 項の規定により  
許可を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金を支払わな  
ければならない。

(第 3 項から第 5 項まで省略)

(利用料金の減免)

第 11 条 (本文省略)  
第 12 条

(利用料金の不返還)

第 12 条 (本文省略)  
第 13 条

(許可の取消し等)

第 13 条 指定管理者は、第 8 条第 1 項及び第 9 条第 1 項  
第 14 条 第 9 条第 1 項及び第 10 条第 1 項の規定に  
より許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、当該許  
可を取り消し、又は施設の利用若しくは特別利用を制限し、若  
しくは停止させることができる。

- (1) 第 8 条第 3 項各号又は第 9 条第 3 項各号  
第 9 条第 3 項各号又は第 10 条第 3 項各号のいずれかに該当  
するに至ったとき。

(第 2 号及び第 3 号省略)

(入館の制限)

第 14 条 (本文省略)  
第 15 条

(横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会)  
(横浜市歴史博物館指定管理者選定評価委員会)

第 15 条 次に掲げる指定管理者の候補者の選定、当該指定管理者  
第 16 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による博物館の  
による博物館、横浜市三殿台考古館、横浜都市発展記念館、横  
管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市歴  
浜ユーラシア文化館及び横浜開港資料館(以下「博物館等」と  
史博物館指定管理者選定評価委員会を置く。  
いう。)の管理の業務に係る評価等について調査審議するため

、横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会を置く。

- (1) 博物館等を個別に管理する指定管理者
- (2) 博物館等を一括して管理する指定管理者

(第 2 項及び第 3 項省略)

(委任)

第 16 条 (本文省略)

第 17 条

別表第 1 (第 10 条第 4 項)  
(第 11 条第 4 項)

(表及び備考省略)

別表第 2 (第 10 条第 4 項)  
(第 11 条第 4 項)

(表及び備考省略)

#### 第 4 条 関係

(設置)

第 1 条 開港期までを中心とする横浜の歴史に関する資料 (第 5 条第 2 項を除き、以下「資料」という。) を収集し、保管し、展示し、及び調査研究して市民の利用に供するとともに、その学習、調査研究等に資するため必要な事業を行うことにより、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、横浜市歴史博物館 (以下「博物館」という。) を横浜市都筑区に設置する。

(指定管理者の指定等)

第 5 条 次に掲げる博物館の管理に関する業務並びに横浜市三殿台考古館条例 (昭和 41 年 12 月横浜市条例第 54 号) 第 4 条第 1 項各号、横浜都市発展記念館条例 (平成 14 年 9 月横浜市条例第 42 号) 第 4 条第 1 項各号、横浜ユーラシア文化館条例 (平成 14 年 9 月横浜市条例第 43 号) 第 4 条第 1 項各号及び横浜開港資料館

条例（昭和 56 年 3 月横浜市条例第 16 号）第 4 条第 1 項各号に掲げる業務（以下これらの業務を「管理業務」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、一の指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（第 1 号から第 5 号まで省略）

- 2 指定管理者は、横浜市の文化財保護に関する施策の方針を理解し、高度な専門性をもって横浜の歴史等に関する資料の調査研究等を行い、市民の教育、学術及び文化の振興を図り、並びに市民のふるさと意識の醸成及び国際文化都市横浜の発展に寄与するため、市民の横浜の歴史等に関する学習、調査研究等のために必要な事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民による横浜の歴史等に関する理解を深めるための活動に対する支援を行うものでなければならない。

（第 3 項省略）

- 4 教育委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、博物館、横浜市三殿台考古館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館及び横浜開港資料館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

（第 5 項省略）

（管理業務の管理の業務の評価）

- 第 7 条 指定管理者は、教育委員会が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、管理業務について第 5 条第 1 項各号に掲げる博物館の管理に関する業務について、選定評価委員会の評

価を受けなければならない。

(横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会)

第 15 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による管理業務次に掲げる指定管理者の候補者の選定、当該指定管理者に係る評価等について調査審議するため、横浜市歴史博物館等による博物館、横浜市三殿台考古館、横浜都市発展記念館、横指定管理者選定評価委員会を置く。  
浜ユーラシア文化館及び横浜開港資料館（以下「博物館等」という。）の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会を置く。

- (1) 博物館等を個別に管理する指定管理者
- (2) 博物館等を一括して管理する指定管理者  
(第 2 項及び第 3 項省略)

#### 横浜都市発展記念館条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

#### 第 5 条 関係

(指定管理者の指定等)

第 4 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)

5 教育委員会は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、横浜市歴史博物館第 13 条第 1 項に規  
定する横浜都市発展記念館指定管理者選定評価委員会  
る横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

(利用料金)

第 10 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

4 第 2 項の利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、指定管理者

は、後納とすることができる。

(横浜都市発展記念館指定管理者選定評価委員会)

第 13 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による記念館の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜都市発展記念館指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、教育委員会が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(委任)

第 13 条 (本文省略)  
第 14 条

第 6 条 関係

(指定管理者の指定等及び管理の業務の評価)

第 4 条 次に掲げる記念館の管理に関する業務並びに横浜市三殿台考古館条例(昭和 41 年 12 月横浜市条例第 54 号)第 4 条第 1 項各号、横浜市歴史博物館条例(平成 6 年 3 月横浜市条例第 8 号)第 5 条第 1 項各号、横浜ユーラシア文化館条例(平成 14 年 9 月横浜市条例第 43 号)第 4 条第 1 項各号及び横浜開港資料館条例(昭和 56 年 3 月横浜市条例第 16 号)第 4 条第 1 項各号に掲げる業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、一の指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

(第 1 号省略)

(2) 資料の撮影等(第 5 条第 1 項第 7 条第 1 項に規定する資料の撮影等をいう。)の許可等に関すること。

(第 3 号から第 5 号まで省略)

- 2 前項に定めるもののほか、記念館の指定管理者の指定等及び指定管理者は、横浜市文化財保護に関する施策の方針を理指定管理者による管理に関する業務に係る評価に関する事項は解し、高度な専門性をもって資料の調査研究等を行い、ふるさ、横浜市歴史博物館条例に定めるところによる。と意識の醸成、国際平和等に資するとともに、市民の学習、学術及び文化の発展に寄与するため、市民の横浜の歴史等に関する学習、調査等のために必要な事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民による横浜の歴史等に関する理解を深めるための活動に対する支援を行うものでなければならない。
- 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を教育委員会に提出しなければならない。
- 4 教育委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、記念館の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。
- 5 教育委員会は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、横浜市歴史博物館条例（平成 6 年 3 月横浜市条例第 8 号）第 15 条第 1 項に規定する横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かななければならない。

(指定管理者の指定等の公告)

- 第 5 条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(管理の業務の評価)

第 6 条 指定管理者は、教育委員会が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 4 条第 1 項各号に掲げる記念館の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(資料の撮影等の許可)

第 5 条 (本文省略)  
第 7 条

(許可の取消し等)

第 6 条 (本文省略)  
第 8 条

(入館の制限)

第 7 条 (本文省略)  
第 9 条

(利用料金)

第 8 条 (第 1 項省略)  
第 10 条

2 資料の撮影等について、第 5 条第 1 項の規定により許可を受けた者は、指定管理者に対し、第 7 条第 1 項の利用料金を支払わなければならない。

(第 3 項及び第 4 項省略)

(利用料金の減免)

第 9 条 (本文省略)  
第 11 条

(利用料金の不返還)

第 10 条 (本文省略)  
第 12 条

(委任)

第 11 条 (本文省略)  
第 13 条

別表 (第 8 条第 3 項)  
(第 10 条第 3 項)

(表及び備考省略)

横浜ユーラシア文化館条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現行）

第 7 条 関係

（指定管理者の指定等）

第 4 条 （第 1 項から第 4 項まで省略）

- 5 教育委員会は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、横浜市歴史博物館条例（平成 6 年 3 月横浜市条例第 8 号）第 15 条第 1 項に規定する横浜ユーラシア文化館指定管理者選定評価委員会 る横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

（利用料金）

第 10 条 （第 1 項から第 3 項まで省略）

- 4 第 2 項の利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

（横浜ユーラシア文化館指定管理者選定評価委員会）

第 13 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による文化館の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜ユーラシア文化館指定管理者選定評価委員会を置く。

- 2 選定評価委員会は、教育委員会が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

- 3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

（委任）

第 13 条 （本文省略）  
第 14 条

第 8 条 関係

(指定管理者の指定等及び管理の業務の評価)

第 4 条 次に掲げる文化館の管理に関する業務並びに横浜市三殿台考古館条例（昭和 41 年 12 月横浜市条例第 54 号）第 4 条第 1 項各号、横浜市歴史博物館条例（平成 6 年 3 月横浜市条例第 8 号）第 5 条第 1 項各号、横浜都市発展記念館条例（平成 14 年 9 月横浜市条例第 42 号）第 4 条第 1 項各号及び横浜開港資料館条例（昭和 56 年 3 月横浜市条例第 16 号）第 4 条第 1 項各号に掲げる業務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、一の指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（第 1 号省略）

(2) 資料の撮影等（第 5 条第 1 項  
第 7 条第 1 項に規定する資料の撮影等をいう。）の許可等に関すること。

（第 3 号から第 5 号まで省略）

2 前項に定めるもののほか、文化館の指定管理者の指定等及び指定管理者は、横浜市の文化財保護に関する施策の方針を理指定管理者による管理に関する業務に係る評価に関する事項は解し、高度な専門性をもってユーラシア諸地域の文化交流につ  
、横浜市歴史博物館条例に定めるところによる。  
いての調査研究等を行い、国際文化都市横浜の発展に寄与する  
ため、市民のユーラシア諸地域の文化に関する理解を深めるた  
めの事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民によるユーラ  
シア諸地域の文化に関する理解を深めるための活動に対する支  
援を行うものでなければならない。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その  
他教育委員会規則で定める書類を教育委員会に提出しなければ  
ならない。

4 教育委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、文化館の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

5 教育委員会は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、横浜市歴史博物館条例（平成 6 年 3 月横浜市条例第 8 号）第 15 条第 1 項に規定する横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かななければならない。

（指定管理者の指定等の公告）

第 5 条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（管理の業務の評価）

第 6 条 指定管理者は、教育委員会が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 4 条第 1 項各号に掲げる文化館の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

（資料の撮影等の許可）

第 5 条 （本文省略）

第 7 条 （許可の取消し等）

第 6 条 （本文省略）

第 8 条 （入館の制限）

第 7 条 （本文省略）

第 9 条 （利用料金）

第 8 条 (第 1 項省略)  
第 10 条

2 資料の撮影等について、第 5 条第 1 項  
第 7 条第 1 項の規定により許可を受  
けた者は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければなら  
ない。

(第 3 項及び第 4 項省略)

(利用料金の減免)

第 9 条 (本文省略)  
第 11 条

(利用料金の不返還)

第 10 条 (本文省略)  
第 12 条

(委任)

第 11 条 (本文省略)  
第 13 条

別表 (第 8 条第 3 項)  
(第 10 条第 3 項)

(表及び備考省略)

#### 横浜開港資料館条例 (抜粋)

(上段 改正案)  
(下段 現 行)

#### 第 9 条 関係

(指定管理者の指定等)

第 4 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)

5 教育委員会は、指定管理者の候補者を選定しようとするとき  
は、特別の事情があると認める場合を除き、横浜市歴史博物館  
第 13 条第 1 項に規  
条例 (平成 6 年 3 月横浜市条例第 8 号) 第 15 条第 1 項に規定す  
定する横浜開港資料館指定管理者選定評価委員会  
る横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会 (以下「選定  
評価委員会」という。) の意見を聴かなければならない。

(横浜開港資料館指定管理者選定評価委員会)

第 13 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による資料館の  
管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜開港  
資料館指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、教育委員会が任命する委員 10 人以内をも  
って組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に  
関し必要な事項は、教育委員会が定める。  
(委任)

第 13 条 (本文省略)  
第 14 条

第 10 条 関係

(指定管理者の指定等 及び管理の業務の評価)

第 4 条 次に掲げる資料館の管理に関する業務並びに横浜市三殿  
台考古館条例（昭和 41 年 12 月横浜市条例第 54 号）第 4 条第 1 項  
各号、横浜市歴史博物館条例（平成 6 年 3 月横浜市条例第 8 号  
）第 5 条第 1 項各号、横浜都市発展記念館条例（平成 14 年 9 月  
横浜市条例第 42 号）第 4 条第 1 項各号及び横浜ユーラシア文化  
館条例（平成 14 年 9 月横浜市条例第 43 号）第 4 条第 1 項各号に  
掲げる業務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の  
2 第 3 項の規定により、一の指定管理者（同項に規定する指定  
管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(第 1 号省略)

(2) 複製資料の利用等（第 5 条第 1 項  
第 7 条第 1 項  
利用等をいう。）の許可等に関すること。

(第 3 号から第 5 号まで省略)

2 前項に定めるもののほか、資料館の指定管理者の指定等及び  
指定管理者は、横浜市の文化財保護に関する施策の方針を理

指定管理者による管理に関する業務に係る評価に関する事項は解し、高度な専門性をもって資料の調査研究等を行い、市民文、横浜市歴史博物館条例に定めるところによる。

化の向上に寄与するため、市民の横浜の歴史に関する理解を深めるための事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民による横浜の歴史に関する理解を深めるための活動に対する支援を行うものでなければならない。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、資料館の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

5 教育委員会は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、横浜市歴史博物館条例（平成 6 年 3 月横浜市条例第 8 号）第 15 条第 1 項に規定する横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かななければならない。

（指定管理者の指定等の公告）

第 5 条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（管理の業務の評価）

第 6 条 指定管理者は、教育委員会が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 4 条第 1 項各号に掲げる資料館の管理に関する業務について、選定評価委員会の評

価を受けなければならない。

(複製資料の利用等の許可)

第 5 条  
第 7 条 (本文省略)

(許可の取消し等)

第 6 条  
第 8 条 (本文省略)

(利用料金)

第 7 条  
第 9 条 (第 1 項省略)

2 複製資料の利用等について、第 5 条第 1 項  
第 7 条第 1 項の規定により許可  
を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければ  
ならない。

(第 3 項及び第 4 項省略)

(利用料金の減免)

第 8 条  
第 10 条 (本文省略)

(利用料金の不返還)

第 9 条  
第 11 条 (本文省略)

(利用の制限)

第 10 条  
第 12 条 (本文省略)

(委任)

第 11 条  
第 13 条 (本文省略)

別表 (第 7 条第 3 項)  
(第 9 条第 3 項)

(表及び備考省略)